

一般社団法人日本官能評価学会 官能評価士認定制度規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本官能評価学会 (Japanese Society for Sensory Evaluation: JSSE と略す) では、官能評価の専門家の育成と適正な官能評価の普及を目的として、正しい知識に基づく官能評価の実施、及び、官能データの適切な解析・管理のできる専門家を認定する制度を導入することにする。

(資格認定委員会)

第2条 本学会に「官能評価士」の資格認定のための資格認定委員会を設置する。

2. 資格認定委員会については、別に定める。

(「官能評価士」の種別)

第3条 「官能評価士」は、〈JSSE 官能評価士〉(JSSE Sensory Evaluation Specialist)、〈JSSE 上級官能評価士〉(JSSE Senior Sensory Evaluation Specialist) 及び〈JSSE 専門官能評価士〉(JSSE Professional Sensory Evaluation Specialist) の三段階からなる。

2. いずれも学歴は問わない。

3. 〈JSSE 官能評価士〉は、官能評価全般にわたる基礎的な知識を修得していなくてはならない。

4. 〈JSSE 上級官能評価士〉は、基礎的な知識に加えて、官能評価の実際における応用力も必要であり、職場等で官能評価の指導的役割を担うことができる。

5. 〈JSSE 専門官能評価士〉は、官能評価に関する高度な専門的能力を有し、企業にあっては、官能評価の業務に一定年数以上従事し、官能評価に精通していることが前提となる。研究あるいは教育に従事する場合は、官能評価に関する論文等を基準以上報告していることが前提となり、職場等で〈JSSE 上級官能評価士〉を指導することができる。

(資格の取得要件)

第4条 各資格の取得要件は以下のとおりとする。

2. 〈JSSE 官能評価士〉は、資格認定委員会による「JSSE 官能評価士認定試験」に合格しなくてはならないが、一般社団法人日本官能評価学会の会員である必要はない。

3. 〈JSSE 上級官能評価士〉は、一般社団法人日本官能評価学会の正会員、または学生会員であり、〈JSSE 官能評価士 (初級官能評価士含む)〉の資格を保有し、下記の要件1から3のいずれかを満たし、かつ、「JSSE 上級官能評価士認定試験」に合格しなくてはならない。

要件1：当学会主催の中級ワークショップあるいは基礎統計講習会を修了していること。

要件2：本学会誌の論文 (第一著者) が1報以上あること。

要件3：本学会大会での発表 (第一著者) が1件以上あること。

4. 〈JSSE 専門官能評価士〉は、一般社団法人日本官能評価学会の正会員であり、下記の要

件1か2のいずれかを満たし、かつ、資格認定委員会が行う「JSSE 専門官能評価士認定試験」に合格しなくてはならない。

要件1：〈JSSE 上級官能評価士（中級官能評価士含む）〉の資格保有者で、5年以上の官能評価の経験を有し、かつ、下記①あるいは②を有すること。

- ① 官能評価のマネジメント業務経験5年以上。
- ② 官能評価に関する研究業績（第一著者あるいは責任著者の査読論文5報以上、うち、本学会誌の論文を1報以上含むこと。）

要件2：官能評価学会に正会員として10年以上所属し、官能評価のマネジメント業務経験を10年以上有し、かつ、下記①あるいは②と認められること。

- ① 我が国の官能評価学への多大な貢献。これは、日本官能評価学会の運営に4年以上携わり、顕著な貢献が認められるものなどをいう。
- ② 官能評価学の発展に寄与する研究業績。官能評価に関わる研究業績が10件以上で、これは、第一著者もしくは責任著者として、インパクトファクター（IF）が付与された国際誌の査読論文、日本学術会議協力学術研究団体が刊行する学術誌の査読論文、あるいは、主たる発明者として取得した特許とする。

（資格の停止と再認定）

第5条 〈JSSE 上級官能評価士〉と〈JSSE 専門官能評価士〉の資格を持つ者が、一般社団法人日本官能評価学会を退会した場合は、資格を停止する。また、停止されている資格を復活させるためには、資格認定委員会に申請し、所定の再認定手続きを取らなくてはならない。

（資格認定に関する費用）

第6条 資格認定に関する費用については、別に定める。

（規程の変更）

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。

2016年9月1日一部改定

2020年2月8日一部改定

2023年1月28日一部改定